環 大 規 第 3 8 5 号 平成 2 年 12 月 1 日

各都道府県 · 各政令市大気規制担当部局長 殿

環境庁大気保全局大気規制課長

ガス機関及びガソリン機関に係る規制に当たっての留意事項について

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令(平成2年政令第320号)、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令(平成2年総理府令第58号。以下「改正府令」という。)並びに昭和56年9月環境庁告示第82号及び昭和56年9月環境庁告示第83号を改正する環境庁告示(平成2年12月環境庁告示第95号及び平成2年12月環境庁告示第96号)の施行については、平成2年12月1日付け環大規第384号によるほか、左記の事項に留意の上、これらの円滑な施行が図られるよう遺憾なきを期されたい。

記

第一 非常用設備の取扱いについて

- 1 改正府令に規定する非常用施設(以下、「非常用施設」という。)の区分に当たっては、停電時、災害時、事故時に専ら用いられる施設であって、別紙に例示したものを参考にすること。
- 2 非常用施設に係る届出の記載方法については、別添の「非常用ガス機関、ガソ リン機関に係る届出書の記入について」を標準とすること。
- 3 その他非常用施設の取扱いについては、昭和 62 年 11 月 6 日付環大規第 237 号の記載 1 の 3 から 7 までと同様とすること。

第二 試験・研究用施設等の取扱いについて

試験・研究用施設等の取扱いについては、昭和62年11月6日付け環大規第237号の記載2と同様とすること。

第三 (削除)

第四 マルチフュルエンジンの届出について

マルチフュルエンジンについては、当該施設が一般的に常用ではガス機関として使用され、非常時においてはディーゼル機関として使用されることにより、常用ガス機関及び非常用ディーゼル機関としての届出等が必要となるが、非常用施設の使用実態にかんがみ、当面常用ガス機関としての届出の際に、非常時においてディーゼル機関として使用される旨を届出様式の別紙2「ばい煙発生施設の使用の方法」の参考事項の欄に併記することで足りること。

以下に示すガス機関、ガソリン機関

- (1) 次の非常用道路設備
 - ① 災害時等においてトンネル内の換気、照明を行うための発電施設に用いられるもの
 - ② 災害時等においてトンネル、掘割、アンダーパス等における排水施設及び排水を行うための発電施設に用いられるもの
 - ③ 災害時等においてインターチェンジにおける道路管理を行うための発電施設 に用いられるもの
- (2) 次の非常用建築設備
 - ① 専ら予備電源として用いられることが、建築基準法第六条第三項により確認され、又は同法第十八条第三項により通知されたもの
 - ② 専ら建築基準法施行令第五章第三節に定める排煙設備として用いられるもの
 - ③ その他非常用の建築設備として、災害時、事故時、停電時のみに用いられることが確実なもの
- (4) 消防法令及び石油コンビナート等災害防止法令に基づく非常用電源、非常用動力又は予備動力源として専ら用いられるもの